

舟入市民病院調剤ルールについて (2020年2月現在)

A. 内用薬

1. 錠剤・カプセル剤

(1) 一包化について

指示により、同時に服用する同一日数の薬品を一包化する。

ただし、以下の薬品は一包化しない

・ヒート指示のあるもの、

・調剤システムのマスタで絶対ヒートされている薬

(抗がん剤 麻薬、裸錠で3ヶ月以上の安定性が見込めない薬等)

(2) 半錠の調剤について

1回分ずつ分包する。

割線のない錠剤は、原則半錠にせず、粉碎して調剤する。

2. 散剤

(1) 賦形剤の添加について

1包の量が、0.1g未満になる時は、1包0.1gになるように賦形する。

賦形剤は原則として乳糖を用いる。

(例外: イソニアジド錠粉碎時、乳糖不耐症は、ビオフェルミン配合散を用いる。)

顆粒剤、ドライシロップには賦形剤を加えない。

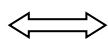
(2) Rp毎に混合して分包するが、採用のあるヒート包装単位で処方されたものは、ヒート包装を優先して用いる

(3) 以下の薬は別包とする。

配合変化

酸化マグネシウム

炭酸水素ナトリウム



ハイシー

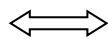
パンビタン、アスピリン末

味が悪くなるもの

クラリシッドDS

オラペネム細粒

ジスロマック細粒



カルボシステインDS(酸性)

(4) 抗てんかん薬は、服用月により用量が変わる場合は薬袋に服用月を記載する

(例: ○月分 ○mg/日(○mg/包))

(5) 薬包紙には、1回量を印字する。

3. 内用液剤

- (1) 原則、原液で調剤する
- (2) 1回の服用量をキャップの目盛りにマジックで印をつける。また、1回量が2mL以下の場合は、スポイトをつける。
- (3) アルファロール内用液、ファンギゾンシロップ、ネオオーラル内用液は、分割調剤しない。
- (4) 麻薬の水剤については目盛り調剤する。加える水の量が最小になるように容器の目盛を選択する。

B. 外用薬

1. 軟膏剤

軟膏壺に入れる場合は、蓋に薬品名を記載する。

混合した場合は、混合した全ての軟膏名を記載する。(ロコイド軟膏+プロペトなど)

2. 坐薬

1個を全て使用しない場合は、切り取り目安の線をマジックで引く。

3. 吸入薬

レスピマットは、調剤時に薬剤のセットまで行い、テスト噴霧は行わない。

1回2吸入、テスト噴霧の有無のシールを貼り付ける。